

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖成会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

- 役員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員に対して、定款の定め範囲で報酬を支給する。
- 報酬は、役員等が法人の理事会・評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。
- 前項の報酬の日額は次のとおりとする。
- 報酬は直接本人に支払うものとする。

(円)

理事会・評議員会			理事会・評議員会以外			監事監査 業務等	評議員選任・ 解任委員会 (外部委員のみ)
理事	監事	評議員	理事長 理事	監事	評議員		
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

- 前項の費用弁償の額は、職員の旅費規程に準ずる。
- 費用弁償は直接本人に支払うものとする。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程を改廃は、理事会の議決を要する。

付則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から改定する。